

建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

情報連絡件名	頁
(1) 令和5年度区民交通傷害保険の募集及びWEB申込みの新規開始について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 足立区ながらスマホの防止に関する条例の周知啓発の取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 東和二丁目歩道内切り株の損害賠償請求事件について・・・・・・・・	9
(4) 密集市街地における防災まちづくりの取組みについて・・・・・・・・	11
(5) 住宅セーフティネット制度による家賃低廉化を行った公社住宅の募集結果について・・・・・・・・	12

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (2) 【追加】はるかぜ3号（西新井・舎人線）の廃止予定について
- (3) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

件名	令和5年度区民交通傷害保険の募集及びWEB申込みの新規開始について																						
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																						
内容	<p>令和5年度の区民交通傷害保険の募集及び今回の募集からWEB申込みが可能となったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 申込期間</p> <p>(1) 金融機関で申込み（例年同様） 令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで</p> <p>(2) WEB申込み（新規） 令和5年2月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで</p> <p>2 一時払保険料（年間）と最高保険金額</p> <table border="1" data-bbox="448 987 1353 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース</th> <th rowspan="2">一時払保険料</th> <th colspan="2">最高保険金額</th> </tr> <tr> <th>交通傷害※1</th> <th>自転車賠償※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X J</td> <td>1,400円</td> <td>35万円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>A J</td> <td>1,900円</td> <td>150万円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>B J</td> <td>2,500円</td> <td>350万円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>C J</td> <td>3,500円</td> <td>600万円</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 交通傷害 加入者が自動車・自転車などの車両による交通事故でケガをしたとき、入院・通院の治療日数等に応じた保険金を受け取れる制度である。各コースにより最高保険金額が異なる。</p> <p>※2 自転車賠償 自転車運転中の事故で相手にケガなどをさせてしまった場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度である。</p> <p>3 新たなWEBによる申込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度途中の申込みが可能 ・ 金融窓口が開いていない時間帯でも24時間申込みが可能 ・ 保険料決済はクレジットカード、PayPay、LINE Payより選択 	コース	一時払保険料	最高保険金額		交通傷害※1	自転車賠償※2	X J	1,400円	35万円	1億円	A J	1,900円	150万円	1億円	B J	2,500円	350万円	1億円	C J	3,500円	600万円	1億円
コース	一時払保険料			最高保険金額																			
		交通傷害※1	自転車賠償※2																				
X J	1,400円	35万円	1億円																				
A J	1,900円	150万円	1億円																				
B J	2,500円	350万円	1億円																				
C J	3,500円	600万円	1億円																				

4 今後の周知予定

チラシ等配布先	配布時期
あだち広報	1月25日号
町会・自治会へのチラシ配布	1月下旬
住区センター・区民事務所へのチラシ配布	1月下旬
前年度加入者へのチラシ等郵送	1月下旬
各交通安全教室でのチラシ配布	1月下旬

問題点
今後の方針

保険加入率を上げるため、WEB申込みを開始することも含め、あだち広報やチラシ、区ホームページ等を通じて、区民等に周知していく。

建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

件名	足立区ながらスマホの防止に関する条例の周知啓発の取組状況について															
所管部課名	都市建設部交通対策課															
内容	<p>「足立区ながらスマホの防止に関する条例」の周知啓発の取組状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 電柱広告について（別紙参照 P6～8）</p> <p>令和2年度から行っている「足立区ながらスマホの防止に関する条例」の電柱広告について、令和4年度分（竹の塚、西新井、計100箇所）を別紙のとおり設置する。</p> <p>また、東京女子医科大学附属足立医療センター関係者及び利用者への周知のため、100箇所とは別に5箇所追加で設置する。</p> <p>(1) イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(2) 設置箇所選定上の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺または、人通りの多い道 ・ 駅から、学校等の公共施設や商業施設への動線となる道 ・ 既存の掲示物が無いなど、東京電力にて設置可能な電柱 <p>(3) 設置方針</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">R 2</td> <td style="width: 70%;">北千住エリア（設置済）</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">50箇所</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>北千住・綾瀬エリア（設置済）</td> <td style="text-align: right;">100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>西新井・竹の塚エリア（予定）</td> <td style="text-align: right;">100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>梅島・五反野エリア（予定）</td> <td style="text-align: right;">100箇所</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>北綾瀬・江北エリア（予定）</td> <td style="text-align: right;">100箇所</td> </tr> </table> <p>2 その他の周知状況について</p> <p>(1) 駅頭キャンペーン 令和4年春、秋の全国交通安全運動期間を中心に計7回実施。</p> <p>(2) 横断幕、懸垂幕の掲出</p>	R 2	北千住エリア（設置済）	50箇所	R 3	北千住・綾瀬エリア（設置済）	100箇所	R 4	西新井・竹の塚エリア（予定）	100箇所	R 5	梅島・五反野エリア（予定）	100箇所	R 6	北綾瀬・江北エリア（予定）	100箇所
R 2	北千住エリア（設置済）	50箇所														
R 3	北千住・綾瀬エリア（設置済）	100箇所														
R 4	西新井・竹の塚エリア（予定）	100箇所														
R 5	梅島・五反野エリア（予定）	100箇所														
R 6	北綾瀬・江北エリア（予定）	100箇所														

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北千住駅西口ペデストリアンデッキへ横断幕を掲出 (令和2年12月から) ・ 区役所ロータリーへ懸垂幕を掲出 (懸垂幕は令和2年12月から令和4年度中も複数回予定) <p>(3) バス車内放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東武バス(一部路線) 令和3年4月から ・ はるかぜ(2、6、8、11号) 令和3年4月から ・ 都営バス(一部路線) 令和3年10月から <p>(4) 交通安全教育での周知</p> <p>小学校での自転車教室や、中学校、高等学校でのスタントマン教室等の際に危険な運転であるながらスマホを周知。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き、様々な方法を通じて、継続的に区民への周知を行っていく。</p>

江北エリア
(5箇所)

江北四丁目



建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

件名	東和二丁目歩道内切り株の損害賠償請求事件について																								
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課																								
内容	<p>東和二丁目の区道において自転車が転倒した事故で、原告から損害賠償請求の訴訟提起された件について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 相手方の主張</p> <p>(1) 事故状況 区道の歩道内において、街路樹の切り株に自転車のペダルがぶつかり前のめりに転倒したことにより、頸椎捻挫、左肩靭帯損傷等の受傷をした。</p> <p>(2) 損害賠償請求額 21,330,642円（及びこれに対する事故日から支払い済みまで年5%の割合による遅延損害金）</p> <p>2 これまでの経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月 日</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 6. 26</td> <td>事故発生</td> </tr> <tr> <td>R 2. 10. 28</td> <td>原告より裁判所に訴訟提起</td> </tr> <tr> <td>R 3. 2. 10</td> <td>第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）</td> </tr> <tr> <td>R 3. 3. 25</td> <td>弁論準備期日（原告準備書面提出）</td> </tr> <tr> <td>R 3年度</td> <td>裁判所における弁論準備期日への対応（計5回）</td> </tr> <tr> <td>R 4. 4月～8月</td> <td>裁判所における弁論準備期日への対応（計4回）</td> </tr> <tr> <td>R 4. 8. 30</td> <td>顧問弁護士あて裁判所から第1和解案提示</td> </tr> <tr> <td>R 4. 9. 29</td> <td>弁論準備期日（区側第1和解案150万円で回答）</td> </tr> <tr> <td>R 4. 10. 19</td> <td>弁論準備期日（原告第1和解案200万円で回答）</td> </tr> <tr> <td>R 4. 10. 20</td> <td>顧問弁護士あて裁判所から第2和解案提示</td> </tr> <tr> <td>R 4. 11. 17</td> <td>弁論準備期日（区側原告双方第2和解案内諾）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 裁判所から和解案の提示 第1和解案 和解金150万～200万円 第2和解案 和解金180万円</p> <p>4 区の対応案について 顧問弁護士と区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険の保険会社の意見を踏まえると和解案を受け入れることが妥当と考える。</p>	年 月 日	内 容	H30. 6. 26	事故発生	R 2. 10. 28	原告より裁判所に訴訟提起	R 3. 2. 10	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）	R 3. 3. 25	弁論準備期日（原告準備書面提出）	R 3年度	裁判所における弁論準備期日への対応（計5回）	R 4. 4月～8月	裁判所における弁論準備期日への対応（計4回）	R 4. 8. 30	顧問弁護士あて裁判所から第1和解案提示	R 4. 9. 29	弁論準備期日（区側第1和解案150万円で回答）	R 4. 10. 19	弁論準備期日（原告第1和解案200万円で回答）	R 4. 10. 20	顧問弁護士あて裁判所から第2和解案提示	R 4. 11. 17	弁論準備期日（区側原告双方第2和解案内諾）
年 月 日	内 容																								
H30. 6. 26	事故発生																								
R 2. 10. 28	原告より裁判所に訴訟提起																								
R 3. 2. 10	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）																								
R 3. 3. 25	弁論準備期日（原告準備書面提出）																								
R 3年度	裁判所における弁論準備期日への対応（計5回）																								
R 4. 4月～8月	裁判所における弁論準備期日への対応（計4回）																								
R 4. 8. 30	顧問弁護士あて裁判所から第1和解案提示																								
R 4. 9. 29	弁論準備期日（区側第1和解案150万円で回答）																								
R 4. 10. 19	弁論準備期日（原告第1和解案200万円で回答）																								
R 4. 10. 20	顧問弁護士あて裁判所から第2和解案提示																								
R 4. 11. 17	弁論準備期日（区側原告双方第2和解案内諾）																								

5 今後の審議予定

次回弁論準備期日 令和5年3月16日（木）（和解成立予定）

6 今後の対応

和解による解決の手続きを進めていく。

7 事故を防ぐための措置

倒木や通行上支障となる恐れがある街路樹を撤去する際は、以下のような対応を徹底する。

- ・ 可能な限り抜根まで行い、街路樹を完全に撤去する。
- ・ どうしても抜根が難しい場合は、伐採して切り株に目立つテープを巻く、カラーコーンを設置する等の注意喚起を施す。



問題点
今後の方針

- 1 今後、速やかに補正予算及び和解の専決処分の手続きを進める。
- 2 今後の街路樹の撤去方法については、現在作成中の街路樹維持管理指針に記載して庁内で共有し、安全管理に努める。

建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組みについて
所管部課名	建築室建築防災課
内容	<p>密集市街地における防災まちづくりについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会（第81回）の開催について</p> <p>(1) 開催日時 令和4年10月24日（月）午後7時～午後8時30分 (2) 場所 梅田地域学習センター 3階 第2学習室 (3) 参加者 西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会員 16名 (4) 内容 ア 東京都が実施する魅力的な移転先整備事業について イ 足立区建築防災課の取組みについて ウ 西新井駅西口周辺地区の密集事業の報告について (5) 主なご意見等 ア 東京都の事業や建築防災課の取組みについて質疑応答を行った。 イ 今年度に事業協力を得た防災生活道路（14箇所）や公園用地の取得（2箇所）について報告し、了承された。</p> <p>2 千住仲町まちづくり協議会（第68回）の開催について</p> <p>(1) 開催日時 令和4年10月28日（金）午後2時～午後3時30分 (2) 場所 千住庁舎 202・203会議室 (3) 参加者 協議会員（地元町会等） 11名 (4) 内容 ア 今年度の活動内容について イ 来年度以降の活動内容と体制について ウ まちづくりニュース第43号（案）について エ 密集事業終了に伴うまちづくり記録の作成について (5) 主なご意見等 ア 新型コロナウイルス感染症対策として中断していたサロン（高齢者の居場所づくりのための集い）の再開について承認された。 イ 密集事業終了後も、サロンは町会の支援を受けながら継続すべきである。</p>
問題点 今後の方針	密集市街地整備事業等に関する情報の発信及び共有の場として、今後もまちづくり協議会等を適宜開催し事業推進を図っていく。

建設委員会情報連絡

令和4年12月13日

件名	住宅セーフティネット制度による家賃低廉化を行った公社住宅の募集結果について												
所管部課名	建築室住宅課												
内 容	<p>東京都住宅供給公社（以下「JKK」という。）の一部空き住戸を活用した、専用住宅の募集を以下のとおり行ったので報告する。</p> <p>1 公募期間等について</p> <p>(1) 募集案内配布期間 令和4年11月11日（金）～令和4年11月18日（金）</p> <p>(2) 受付実施期間 令和4年11月11日（金）～令和4年11月21日（月）必着</p> <p>(3) 受付方法 足立区役所都市建設部建築室住宅課窓口及び郵送</p> <p>2 応募状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象住宅</th> <th style="width: 15%;">公募数</th> <th style="width: 15%;">応募世帯</th> <th style="width: 45%;">応募対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千住東町住宅</td> <td style="text-align: center;">2戸</td> <td style="text-align: center;">3世帯</td> <td>ひとり親世帯</td> </tr> <tr> <td>興野町住宅</td> <td style="text-align: center;">3戸</td> <td style="text-align: center;">2世帯</td> <td>児童養護施設退所者世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 千住東町住宅 3世帯のうち1世帯は条件を満たさなかったため、2世帯を入居予定者に決定し、JKKにて入居審査を実施。</p> <p>(2) 興野町住宅 公募数に満たなかったため、2世帯を入居予定者に決定し、JKKにて入居審査を実施。</p> <p>3 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年12月上旬 JKKにて書類審査を実施 ・ 令和5年 1月1日 入居開始予定 	対象住宅	公募数	応募世帯	応募対象者	千住東町住宅	2戸	3世帯	ひとり親世帯	興野町住宅	3戸	2世帯	児童養護施設退所者世帯
対象住宅	公募数	応募世帯	応募対象者										
千住東町住宅	2戸	3世帯	ひとり親世帯										
興野町住宅	3戸	2世帯	児童養護施設退所者世帯										
問題点 今後の方針	引き続き、東京都、JKKと連携して、住宅確保要配慮者への支援について協議を進めていく。												